平成２２年（フ）第３１５８号
福岡県古賀市今の庄２丁目18番10号
債務者　堀　　俊文
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１７号
福岡県太宰府市青葉台１丁目18番14号
債務者　柳瀬　和啓
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９４号
福岡市博多区諸岡３丁目29番20号
債務者　田中　良司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０４号
福岡市中央区春吉１丁目７番32号
債務者　濱中　博江（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８６号
福岡県大野城市下大利１丁目13番12号　舞ビル405号
債務者　廣末　修志
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１７号
福岡県大野城市仲畑１丁目１番12号　エトワールＢ―102号
債務者　平野　洋介
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１８号
福岡市東区三苦４丁目１番20―503号
債務者　坂本　　彰
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１９号
福岡市東区三苦４丁目１番20―503号
債務者　坂本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵576番地
債務者　大隈　由美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1482番地14
債務者　横尾小百合
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４号
福岡市東区和白丘１丁目22番８号
債務者　河野　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡市東区和白丘２丁目33―４―215
債務者　矢野　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３号
福岡市早良区野芥７丁目24番１―204号
債務者　本村　和枝（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１８号
福岡県太宰府市五条２丁目11番１―305号
債務者　山本　繁光
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９号
福岡市早良区弥生１丁目５番４号
債務者　田尻　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８号
福岡市中央区福浜１丁目１番15―605号
債務者　岩本　邦裕
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９号
福岡市中央区福浜１丁目１番15―605号
債務者　岩本　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０号
福岡市東区東浜１丁目３番32―520号
債務者　三上　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部